

白山市監査公表第3号

行政監査結果の公表について

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和6年3月26日

白山市監査委員 北田 幸光

白山市監査委員 西川 寿夫

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

「公用車の管理について」

2 監査の期間

令和5年4月から令和6年3月まで

3 監査の方法

対象部局に対し調査票の提出を求め、書類調査及び質問調査、証書類等の審査を実施した。

4 監査の着眼点

- (1) 前回の指摘事項が改善されているか。
- (2) 組織及び社会背景の変化に伴う対応について。
 - ・一元的管理体制
 - ・電気自動車等の導入状況
 - ・安全運転への取組

第2 監査の結果

前回の監査（平成23年度行政監査）において指摘した事項の多くが改善され、おおむね適正に処理及び運用されている状況が認められたが、今回指摘した事項については早急に対応され、引き続き組織及び社会背景の変化を踏まえた適切な運用に努められたい。